

## ゆうゆうクラブ運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ゆうゆうクラブ（以下、「事業者」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定める。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

2 事業者は、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（以下「利用者」という。）を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものとする。

3 事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行うものとする。

4 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとする。

5 事業者は、児童福祉法、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）その他の関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称：ゆうゆうクラブ

(2) 所在地：茨城県高萩市有明町1丁目144番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数（※通常平日の配置数）及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 児童厚生員 2名以上

補助員 1名以上

(2) 児童厚生員及び補助員は、利用者への支援提供、利用者の保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。

(休業日)

第5条 事業所の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日

(3) 8月13日から8月15日まで

(4) 12月30日から翌年1月3日まで

2 前項の休業日以外に、事業管理者が必要と認め理事長が承認した場合は、臨時に休業することができる。

(利用時間)

第6条 事業所の利用時間は、次のとおりとする。

区 分	開業時間
学校登校日	学校の下校時間から午後7時まで
学校休業日	午前7時30分から午後7時まで

(対象利用者)

第7条 事業所に入会できる利用者は、高萩市に在住する小学校1年生から小学校6年生までの児童とする。

(入会申込)

第8条 入会申込は、高萩市からの案内通知により行う。

(入会の不承認)

第9条 定員を超える入会申込があった場合は、次に掲げる各号の順により不承認とする。

- (1) 東小学校以外の小学校の児童
- (2) 小学校4年生以上の児童
- (3) 入会申込時の第2希望の放課後クラブに入会できる見込みの児童

(入会の優先順位)

第10条 前条の規定を適用してもなお定員を超える入会申込があった場合は、次の各号の順に入会を承認する。

- (1) 親族等を含め養育者の確保が困難と認められる児童
- (2) 低学年の児童
- (3) 前年度から引き続き利用する児童
- (4) 兄弟姉妹で利用する児童
- (5) 保護者の迎え時間が通常の利用時間を超えることが予想される児童
- (6) 事業管理者が入会が必要と認める場合

(利用料金)

第11条 事業所の利用料金は、次のとおりとする。

区 分	利用料金	備 考
基本保育料	月額 5,000 円	
昼食代	日額 300 円	学校給食がない日に利用した場合
おやつ代	日額 70 円	
土曜日加算保育料	日額 1,000 円	

2 月の中途に入会した場合の利用料金は、次のとおりとする。

入会日	利用料金	備 考
月の2日から5日まで	月額 4,500 円	
月の6日から10日まで	月額 4,000 円	
月の11日から15日まで	月額 3,500 円	
月の16日から20日まで	月額 3,000 円	
月の21日から25日まで	月額 2,500 円	
月の26日から末日まで	月額 2,000 円	
昼食代	日額 300 円	学校給食がない日に利用した場合
おやつ代	日額 70 円	

土曜日加算保育料	日額	1,000 円	
----------	----	---------	--

- 3 月の中途に退会した場合の利用料金は、次のとおりとする。この場合、退会日は、退会の申し出のあった日の翌日とする。

退会日	利用料金	備 考
月の1日から5日まで	月額 2,000 円	
月の6日から10日まで	月額 2,500 円	
月の11日から15日まで	月額 3,000 円	
月の16日から20日まで	月額 3,500 円	
月の21日から25日まで	月額 4,000 円	
月の26日から末日の前日まで	月額 4,500 円	
昼食代	日額 300 円	学校給食がない日に利用した場合
おやつ代	日額 70 円	
土曜日加算保育料	日額 1,000 円	

- 4 第1項から第3項までの昼食代及びおやつ代は、日額に月毎の該当日数を乗じた金額とする。
- 5 土曜日保育を希望する場合は、土曜日加算保育料に昼食代及びおやつ代を加えた金額とする。
- 6 ひとり親家庭の利用者の基本利用料は、第1項から第3項までに規定する金額の50%とする。
- 7 同一世帯で利用者が2人以上の場合において2人目以降の基本利用料は、第1項から第3項までに規定する金額の50%とする。
- 8 生活保護世帯の利用者の基本利用料は、全額免除する。  
(一時利用)

第12条 事業管理者は、保護者の疾病、出産、冠婚葬祭、看護、災害、事故、出張、学校等への公的行事への参加、その他事業管理者が小学校の児童の家庭での養育が一時的に困難と認める場合は、利用者の保護者又は親族からの申出により、一時利用を認めることができる。  
(一時利用の利用料金)

第13条 前条の規定に基づき、事業所を一時利用する場合の利用料金は、次のとおりとする。

区 分	利用料金	備 考
学校下校後利用の保育料	日額 1,000 円	他におやつ代加算
土曜日利用の保育料	日額 2,000 円	他に昼食代、おやつ代加算
学校長期休業期間利用の保育料	日額 2,000 円	他に昼食代、おやつ代加算

- 2 前項に規定する学校長期休業期間利用の保育料は、2日以上連続して一時利用する場合は、2日目以降から500円を減額する。ただし、定員を超える場合は一時利用を認めない場合がある。
- 3 第1項の規定にかかわらず、過去に在籍していた児童が一時利用する場合の利用料金は、次のとおりとする。ただし、前項の前段規定は適用しない。

区 分	利用料金	備 考
学校下校後利用の保育料	日額 500 円	他におやつ代加算

土曜日利用の保育料	日額	1,000 円	他に昼食代、おやつ代加算
学校長期休業期間利用の保育料	日額	1,000 円	他に昼食代、おやつ代加算

(迎車の利用料)

第14条 東小学校以外の小学校に在籍する児童で、事業所を利用するために事業管理者が認める場合は、在籍する小学校への迎車を利用することができる。ただし、運行は平日（学校の休業日を除く。）のみとする。

2 前項に規定する迎車を利用しようとする保護者は、迎車利用申込書（様式第1号）を事業管理者に提出しなければならない。

3 迎車の利用料金は、月額 500円とし、事業管理者は毎月利用者の保護者に請求するものとする。

(緊急時における対応方法)

第15条 事業者は、利用者への支援提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに嘱託医に連絡するなど、必要な措置を講じるものとする。

2 利用者への支援提供により事故が発生した場合は、委託している市町村、利用者の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 事業管理者は、前項の内容を事故報告書にとりまとめ、理事長に報告するものとする。

5 利用者に対する支援提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償をすみやかに行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第18条 事業者は、支援の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 支援の提供に当たっての計画

(2) 提供した支援に係る記録

(3) 保護者からの苦情の内容等の記録

(4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は経営役員会の承認を得て事業管理者が定める。

付 則

この要項は、平成21年度の入会を希望する者から適用する。

付 則

この要項は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年12月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

様式第1号

## ゆうゆうクラブ迎車利用申込書

年 月 日

ゆうゆうクラブ館長 様

申込者 住所

氏名

ゆうゆうクラブ運営規程第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり迎車利用を申し込み  
ます。

記

利用開始年月日	年 月 日
迎えの小学校名	
利用者氏名・学年	年生 年生 年生